町村週報

（町村の購読料は会費の中に含まれております）

2773号

毎週月曜日発行

発行所　全国町村会　〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486　FAX03-3580-5955

発行人　山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円（税、送料含む）　振替口座00110-8-47697　http://www.zck.or.jp

車田で稲刈り（京都府）

もくじ

活動　藤村官房長官、川端総務大臣を訪問
―本会からは藤原会長、稲葉副会長が各々出席―＝地方六団体……(2)

政策　来年度から新たな「子ども現金給付」を制度化へ―「子ども手当支給特措法」が成立―……(4)

政策　震災復興、地域振興には観光産業が重要～平成22年度観光白書～……(7)

情報　町村Ｎａｖｉ……(10)

随想　～２０１１年11月11日市制施行～
いつまでもありつづけたい「里まち」野々市……石川県野々市町長　粟　貴章……(11)

コラム

素手と手袋

読売新聞東京本社論説委員
コラム『編集手帳』執筆者
竹内　政明

「ＮＨＫのアナウンサーの言葉で恋をささやかれたくない」。二十年ほど前、ＮＨＫラジオで放送された日本語をテーマにした座談会で、言語学者の柴田武さんはそう語った。同席していた詩人の川崎洋さんが自著『感じる日本語』（思潮社）で回想している。

川崎さんも同感だという。「あなたを愛しています」と言われるよりは、その人が九州の女性ならば「ああたば好いとる」と言われたほうがズシンと胸にこたえるだろう、と書いている。〈方言には感情を素手で相手の心に届ける力があると思う〉と。

方言が素手だとすれば、標準語は薄手の手袋、表情や肉声の伝わらないパソコンや携帯のメールは厚手の手袋かも知れない。〈メールの中の（笑）／あんたは本当に笑ってる？　／俺は本当に笑ったことがない〉（中央経済社『日本一短い手紙　喜怒哀楽』より）。便利で、さびしい時代を人は生きている。

冒頭で触れた川崎さんの著書には、いくつかの胸にしみる方言が紹介されている。そのなかの一つに、「きしみずよせる」があった。岸水寄せる。

幼い子供に何か悔しいことがあって、目にいっぱいの涙がいまにもこぼれそうな様子を、川や湖の水が岸に寄せる風情にたとえた岩手の古い言い回しという。その昔、おじいさんやおばあさんが泣きべそをかいた孫の頭を優しくなでてやりながら、「おお、岸水が寄せよるぞ」と目を細めた表情が浮かんでくる。〈メールの中の（笑）〉の対極に違いない。

顧みればあの震災以降、肉親を津波に奪われた被災者の、内臓から絞り出すような東北ことばの慟哭をいったい幾度、テレビやラジオで聴いただろう。厚い手袋をはめて互いの気持ちを伝え合うことに慣れた現代人は、〈感情を素手で相手の心に届ける力〉をもっとも悲しい形で思い起こしたはずである。

被災地を遠く見つめるあの町、この村の茶の間で、どれほど多くの人々の目にもらい涙の「岸水」が寄せたことか。

◉写真募集◉

表紙に掲載する写真を募集しています。採用者には、粗品を差し上げます。

写真には撮影者の住所、氏名及び撮影場所・日時を明記して下さい。

なお、採否は当方に一任願います。

送り先：全国町村会・広報部

地方六団体

藤村官房長官、川端総務大臣を訪問

―本会からは藤原会長、稲葉副会長が各々出席―

■首相官邸

▲発言する藤原会長

■総務省

▲川端総務大臣（中央）横田川副大臣（左から２人目）松崎副大臣（左から３人目）と稲葉副会長（右）

▲藤村官房長官

▲長浜副長官（左）斎藤副長官（右から2人目）竹歳副長官（右）

活　動

地方六団体は9月8日、野田新内閣の発足に伴い、藤村 修 内閣官房長官（斎藤副長官、長浜副長官、竹歳副長官同席）及び川端 達夫 総務大臣（黄川田副大臣、松崎副大臣、福田政務官、主浜政務官、森田政務官同席）を訪問した。本会からは藤原忠彦会長（長野県川上村長）、稲葉 暉副会長（岩手県一戸町長）が各々出席し、9月2日に地方六団体が発表した「新内閣発足に当たっての共同声明」（左記参照）を提出、意見交換を行った。

官房長官への訪問では、はじめに山田全国知事会長から、国と地方は行政上のパートナーとして互いに協力関係にあるとした上で、今後は「国と地方の協議の場」等を活用して、企画の段階から現場の声を十分反映する等、意思の疎通を図ることで、前向きの施策を実現していきたいとの挨拶があった。

それを受けて、藤村官房長官からは、地方六団体の会長は「国と地方の協議の場」のメンバーで、私はその場で政府側を代表する立場にあり、今後様々な機会で意見を交換していくことになると思うので、その際には地方の事情を踏まえ、十分に協議し、よきパートナーとして諸問題に対処していきたいとの発言があった。

また、藤原会長からは、①東日本大震災の復旧・復興と併せて全国的な防災対策も強化すること②子ども手当、税と社会保障の問題など重要案件については、国と地方が対立することなく、地方の実態等十分理解した上で取り組むこと③町村会として、ＴＰＰなど、政府に対し主張しなければならない問題があるので、その際には、真摯に対処されたいと訴えた。

総務大臣への訪問では、稲葉副会長から、子ども手当について、変更することのない恒久的な制度の確立について要請した。

新内閣発足に当たっての共同声明

本日、野田新内閣が発足した。

我が国は、人口減少・高齢化やグローバル化の進展等により社会・経済構造が大きく変化し、将来に対する不安や閉塞感が国民の間に漂う中、東日本大震災が発生し、まさに様々な課題が山積している状況にある。

新内閣は、福島第一原発事故の早期収束、東日本大震災からの復旧・復興に全力を傾注するとともに、長期低迷を続ける経済を回復軌道に乗せ、国難とも言える今回の事態を乗り越え、我が国の再生を果たす責任がある。

もとより、我が国の再生には、国と地方が総力を結集し、国民の力が十分に発揮できる効果的な行政を実現しなければならない。そのためには、国と現場を熟知する地方が積極的に対話を行い、政策を形づくることが不可欠である。

こうした観点から、新内閣は、「国と地方の協議の場」を積極的に活用し、義務付け・枠付けの見直しや権限移譲、国の出先機関の原則廃止、地方税財源の抜本強化等の改革を早急に実現することで「地域主権改革」を断行すべきである。

特に、「社会保障・税一体改革」の取りまとめ、子ども手当や子ども・子育て新システムの設計については、社会保障の大半が地方によって運営されていることを踏まえ、地方の意見を十分に反映させたものとしなければならない。

加えて、現在の歴史的な円高は、産業の空洞化を引き起こし、我が国の経済活力や雇用を失わせ、地方自治体の財政状況を深刻化させることが懸念される。このため、成長戦略の迅速な実行と地域間格差の是正策を含め、過度の円高を是正しデフレからの脱却を図るための緊急経済対策を早急に実施することを強く求める。

平成２３年９月２日

地方六団体

全国知事会会長	山田啓二
全国都道府県議会議長会会長	山本教和
全国市長会会長	森民夫
全国市議会議長会会長	関谷博
全国町村会会長	藤原忠彦
全国町村議会議長会会長	髙橋正

来年度から新たな「子ども現金給付」を制度化へ

―「子ども手当支給特措法」が成立―

政策解説

今年度後半の子ども手当の支給額などを定めた「子ども手当支給特別措置法」が8月26日の参院本会議で賛成多数で可決、成立した。支給額を一部変更するとともに、保育料や学校給食費を子ども手当から徴収できる仕組みも盛り込まれた。子ども手当の見直しを進めていた民主・自民・公明の「3党合意」を受けたもの。同合意では、現行の子ども手当は今年度で廃止し、来年度からは児童手当法改正で恒久的制度を講じることが盛り込まれた。併せて、その際は「国と地方の協議の場」で検討することも明記された。新たに発足した野田内閣が今後、3党合意の具体化や地方との協議をどう進めるかなお不透明だが、地方六団体は「協議の場」の法制化に伴いより現実的な決断を迫られるなど、その力量が試される場面が出てくることも予想される。

保育料も子ども手当から徴収可能に

「子ども手当の支給等に関する特別措置法」は、2012年度からの「恒久的な子どものための金銭の給付の制度」に円滑に移行できるよう、11年10月分から12年3月分までの子ども手当を支給する等の措置を講ずるもの。

支給額は、①3歳未満は月額1万5、000円②3歳以上小学校終了前は月額1万円（第1・2子）③同第3子以降は月額1万5、000円④中学生は月額1万円―とした。また、支給等の事務は市町村（公務員は所属庁）とし、支給期間は11年10月分～12年3月分（支払月は12年2月と6月）とした。

このほか、子どもに対しても国内居住要件を設ける（留学中の場合を除く）とともに、①児童養護施設に入居している子ども等についても施設の設置者等に支給する形で手当を支給②未成年後見人や父母指定者（父母等が国外にいる場合のみ）に対しても、父母と同様（監護・生計同一）の要件で手当を支給③監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合は、子どもと同居している者に支給（離婚協議中別居の場合に支給可能、単身赴任の場合を除く）―などとした。

併せて、「保育料」を子ども手当から直接徴収できるようにするほか、「学校給食費等」も本人の同意により子ども手当から徴収できる仕組みを導入した。

また、支給される子ども手当のうち、児童手当法に基づく手当額相当分は国・地方・事業者が負担、これら以外の費用は全額を国庫が負担する。また、地域の実情に応じた子育て支援サービスを拡充するための交付金を設ける。さらに、「検討」規定として「12年度以降の制度」検討に向けた規定が盛り込まれた。

なお、11年度の子ども手当の給付額（一次補正後）は2兆7、300億円で、うち「子ども手当分」（国）が1兆6、500億円、児童手当分が国3、600億円、地方5、500億円、事業主1、700億円となる。

新たな「恒久制度」創設で3党合意

以上の「特措法」は、8月4日の「子どもに対する手当の制度化のあり方」についての3党合意を法制化したもの。今年度の子ども手当法が野党の反対で半年間の「つなぎ法」となったため、12年度以降のあり方も含め3党間で協議を進めてきた。

3党合意は、10月から実施する支給額を一部変更するとともに、新たに所得制限（夫婦・児童2人世帯・年収約960万円）を導入する。なお、所得制限は12年度（6月分）から適用すると同時に、所得制限の対象となる世帯も年少扶養控除の廃止で負担増となるため軽減措置を検討

政　策

■参考　平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の概要

趣　旨

現下の子ども及び子育て家庭をめぐる状況に鑑み、平成24年度からの恒久的な子どものための金銭の給付の制度に円滑に移行できるよう、平成23年度における子ども手当の支給等について必要な事項を定める。

概　要

（１）支給額・支給期間
・３歳未満 ： 月額１万５千円　　・３歳以上小学校修了前（第１、２子）： 月額１万円　　・中学生 ： 月額１万円
〃　（第３子以降）： 月額１万５千円
・支給等の事務は市区町村（公務員は所属庁）　　・支給期間は平成23年10月分～平成24年３月分。支払月は平成24年２月、６月。

（２）費用負担　児童手当分を児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担。（公務員については所属庁が負担）

（３）その他
①子どもに対しても国内居住要件を設ける（留学中の場合等を除く）
②児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給する形で手当を支給
③未成年後見人や父母指定者（父母等が国外にいる場合のみ）に対しても、父母と同様（監護・生計同一）の要件で手当を支給（父母等が国外居住の場合でも支給可能）
④監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合は、子どもと同居している者に支給（離婚協議中別居の場合に支給可能、単身赴任の場合を除く）。
⑤保育料を手当から直接徴収できるようにする。学校給食費等については、本人同意により手当から納付することができる仕組みとする。
⑥地域の実情に応じた子育て支援サービスを拡充するための交付金を設ける

（４）検討規定
①政府は、平成24年度以降の恒久的な子どものための金銭の給付の制度について、この法律に規定する子ども手当の手当額等を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基本として、法制上の措置を講ずるものとする。その際、地方自治法に規定する全国的連合組織の代表者その他の関係者と十分に協議を行い、これらの者の理解を得るよう努めるものとする。
②法制上の措置を講ずるに当たっては、所得制限について、その基準について検討を加えた上で、平成24年６月分以降の給付から適用することとし、併せて当該制限を受ける者に対する税制上又は財政上の措置等について検討を加え、所要の措置を講ずるものとする。

施行日　平成23年10月１日

するとした。併せて、「法制上の措置」として、「12年度以降の子どものための現金給付については、上記の支給額等を基本にして、児童手当法に所要の改正を行うことを基本とする。その際、地方等と十分に協議を行い、その理解を得るよう努めるものとする」ことも盛り込まれた。そして、地方との協議は、「国と地方の協議の場において行う」との留意事項も明記された。これを受けて、「子ども手当特措法」にも「検討」として同趣旨が盛り込まれている。

新たな制度は「協議の場」でも協議へ

この3党合意を受けて、地方六団体は5日に「共同声明」を発表した。声明は、「『子どもに対する手当』の実務を担っているのは地方である」として、3党合意に基づく今後の手当の在り方の見直しでは、国が地方に対し説明責任を果たすとともに具体的な内容と道筋を明確にすることが不可欠だと指摘。法定化された「国と地方の協議の場」を直ちに開催し、地方との協議を行うよう強く求めた。

そして、8月12日には二回目の「国と地方の協議の場」が開かれた。同会合では、「社会保障・税一体改革」を集中審議するための「分科会」の設置を決め、併せて、政府側が3党合意等について説明し意見交換した。席上、菅直人首相が、子ども手当について新たな制度導入や変更で地方に「ご迷惑をおかけし、お詫び申し上げたい」と述べ、「実務を担っているのは地方自治体。中身、今後の在り方について地方と協議を行うことが必要」だと強調した。次いで、玄葉光一郎国家戦略相が、3党合意により11年度後半は所得制限のない子ども手当の特措法でつなぎ、12年度から安定的・恒久的な制度として児童手当法を活用しながら新たな子ども手当をつくることにしたと報告。併せて、「12年度からの名称は別途検討、決まっていないのが3政調会長の合意だ」と述べ、その理由に「地方と協議して決める約束をしていた」ことを強調した。細川律夫厚労相も、12年度以降のあり方について「国と地方の協議の場で十分協議させていただく」と強調。併せて「地方が関心の高い12年度以降の費用負担については、地方団体と協議した上で12年度予算編成過程で決定していきたい」とした。

これに対し、山田啓二全国知事会長（京都府知事）は「初めから国と地方の協議があれば、ごたごたにならなかった」と指摘するとともに、

これからの制度のあり方では「費用負担だけでなく制度のあり方全体」を議論すべきだと指摘。藤原忠彦全国町村会長（長野県川上村長）は「制度が次々に変わり、町村には大変な負担があり、住民も混乱し不信を招いている」と批判した上で、12年度以降の制度について「十分地方が納得できる方法で協議をしてほしい」と要請した。

「地方と協議」の背景には「地方の反乱」も

以上のように、12年度以降の新たな恒久的「子どものための現金給付」の制度化では、「地方と協議」を約束するなど政府側の地方への「配慮」が目立つ。しかし、その背景には、子ども手当をめぐる「地方の反乱」の存在があるとみられる。

「子育てを社会全体で応援」するとして民主党が09年マニフェストの目玉に打ち出した「子ども手当」だが、初年度の10年度は財源難から支給額を半額（1万3、000円）でスタート。その財源も「単年度限りの措置」として「子ども手当」と「児童手当」の併給とし、児童手当分の地方負担を継続した。当然、地方六団体は、共同声明（09年12月）で「全国一律の現金給付は国が全額負担すべき」「子育て応援特別手当の一方的な支給取りやめに続き、子ども手当決着に至る経過で厚労大臣から一切協議・説明もなかったことはきわめて遺憾」だと批判した。にもかかわらず、政府は翌11年度の子ども手当でも、「10年度限りの暫定措置」とした児童手当分の地方負担を継続した。このため、地方六団体は改めて「地方負担が再び継続されることは誠に遺憾」と批判する共同声明（10年12月）を発表。また、地方負担継続に反発した多くの自治体が11年度予算で地方負担を計上しない「抵抗」運動を展開、松沢成文神奈川県知事（当時）は地方負担を不服として国費による新たな財源措置を求める意見書を政府に突きつけた。

さらに、「国と地方の協議の場」が法定化されたことが、政府が「地方との協議」を重視せざるをえない背景にあるといえよう。現に、第1回「協議の場」（6月13日）では、社会保障と税の一体改革をめぐり地方を無視した政府案を六団体が「拒否」し、大幅修正させた経緯がある。

「協議の場」では地方に重い責任も

とはいえ、3党合意で決まったのは今年後半の支給額と来年度からの所得制限の導入、そして、12年度以降の「子ども現金給付」のあり方は「児童手当法の改正」を基本に「国と地方の協議の場」で地方と協議することだけだ。

野田新内閣では、早速、今年度第3次補正予算に続いて来年度予算編成に着手するが、既に予算概算要求方針では「政策的経費1割削減」が決まっている。その中で、新たな「子ども現金給付」の財源では、年少扶養控除の縮小による地方税の増収分をめぐる財務・総務両省の綱引きが再び深刻化するのは必至だ。今回の「子ども手当」見直しをめぐり、自治体首長からは制度の度重なる変更への批判とともに「地方負担増」への警戒の声が相次ぐが、「（協議の場では）地方も責任を持って議論することが大事。（地方負担は）びた一文駄目だということを前提にして始めるのもどうか」（広瀬勝貞大分県知事）との指摘も。今後、新たな「子ども現金給付」をめぐる議論がどのような形で「協議の場」で進められるかなお不透明だが、地方六団体も現実を踏まえた責任を持った対応を求められそうだ。

（自治日報記者　井田正夫）

何かと面倒な相続手続き、
お手伝いいたします。
遺産整理業務
［わかち愛］
※遺産整理業務には所定の手数料がかかります。※遺産整理手続き完了時：例）遺産額2億円の場合、遺産整理業務手数料2,887,500円（消費税込み）。（平成17年10月1日現在）
三菱UFJ信託銀行
MUFG
お問い合わせは 0120-349-250 ご利用時間／平日・土・日 9:00～17:00（祝日等を除く）（回線がつながりましたら5#を押してください。）

私たちは資産を守るパートナーです。
金融資産の運用から、相続対策、遺言、不動産等まで、私たちは、お客さまのパートナーとして、世代を超えて、お付きあいさせていただいております。
まずは、お気軽にご相談ください。
皆さまのご来店を、心よりお待ち申し上げております。
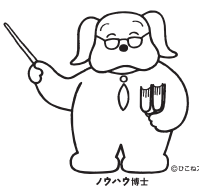

●資料のご請求は店頭窓口またはホームページまで。
住友信託銀行　検索
資産の話をしませんか。
信託世代の、
住友信託銀行

政　策

政策解説

震災復興、地域振興には観光産業が重要

～平成22年度観光白書～

政府は6月14日、平成22年度の観光白書を閣議決定した。観光立国を目指して平成20年に観光庁が発足したが、同年のリーマンショックによる景気後退もあって、マスタープランの5つの目標は未だ足踏み状態だ。加えて本年の東日本大震災による打撃は大きい。しかし白書は、インフラさえ整えば観光産業の復興は早く、地域復興を牽引できると、被災地での観光復興の重要性を訴える。その他平成23年度の施策としては、外国人観光客の増加を狙う。

マスタープランで掲げた5つの目標を検証

観光庁発足前年の平成19年、観光立国推進基本法が施行された。21世紀の我が国は、観光立国をめざすという指針である。さらに、この指針を具現化するためのマスタープラン「観光立国推進基本計画」も、閣議決定された。そこには5つの目標が掲げられ、毎年度点検を行うとされている。今年度の白書でも、まずその検証がなされている。

目標①：訪日外国人旅行者数を1、000万人にする（いずれは、日本人の海外旅行者と同程度に）
平成22年結果　861万1千人

目標②：日本人海外旅行者数を2、000万人にする
平成22年結果　1663万7千人

目標③：国内の観光旅行消費額を30兆円にする
平成21年度結果　22兆1千億円

目標④：国内観光旅行宿泊数を1人年間4泊にする
平成22年度結果　2・39泊

目標⑤：国際会議開催件数を252件以上にする
平成21年度結果　246件

残念ながら、どの項目も目標を達成できなかったが、今後も観光庁を中心に政府一丸となって観光立国実現を目指す、と白書はうたっている。

震災復興は、観光産業の復興から

東日本大震災は、観光にも大きな打撃を与えている。地震が起こった3月の国内旅行取り扱い額は、前年同月比31・5％減。同じく訪日外国人旅行者数は、前年同月比50・3％減と激しく落ち込んだ。地震に加え、東京電力福島第一原発の放射能漏れ事故による風評被害が、観光産業にも著しい負の影響を与えたことがわかる。

地震の被害に見舞われた地域の中で、岩手・宮城・福島の3県では、観光収入が農業や製造業と同じかそれを上まわる。観光業は、社会的インフラがある程度整えば、比較的早期に事業を再開できるため、地域経済の復興に貢献できる分野であると白書は訴える。

また、雇用の受け皿としての観光業の魅力を、アメリカフロリダ州オーランドの例をあげて説明している。有数の観光地であるオーランドでは、リーマン・ショック後の景気の落ち込みによって、観光産業の売上は減少したが、被雇用者数はかえって増えた。観光業には一定の人力が必要で、売上が下がったからと

いって即座に雇用調整ができない。むしろ短期的には収入を犠牲にしても、観光客へのサービスを維持するために労働力を確保する。だから、観光産業の雇用吸収力は大きい、というのが白書の分析だ。

観光客と住民の意識のギャップに隠されたヒント

さらに白書では、「観光にかかわる地域産業の構造」として、規模も特性も異なる３つの市の観光産業を分析している。スキー場を核とし、テレビドラマでも全国的に有名な北海道富良野市。国立公園を擁し、海の幸や温泉などで観光客をひきつける三重県志摩市。観光収入はまだ少ないが、南信州にあって日本最大の人形劇フェスティバルを開催するなど、地域発信を行っている長野県飯田市、の３市である。

市内の主だった事業所の売り上げ総高に占める観光収入は、富良野市70・9％、志摩市32・2％、飯田市16・8％である。

各市の観光事業構造を取引先（仕入れや外注）で分析するとこうなる。

富良野市では、市区町村内（域内）での取引が42・6％、道内が44・4％、道外が13・0％。志摩市では、域内が51・2％、県内が2・7％、県外が45・9％。飯田市では、域内が45・0％、県内が28・0％、県外が27・0％。いずれも、域内の経済活動に貢献しているが、志摩市は半分近くの取引を県外と行っているのが特徴だ。

地域振興という点からすれば、域内そして県内の比率が高いことが望ましい。

また、白書では、３市において、住民と観光客の意識調査を行い

■図１　年間仕入・外注費用と調達先

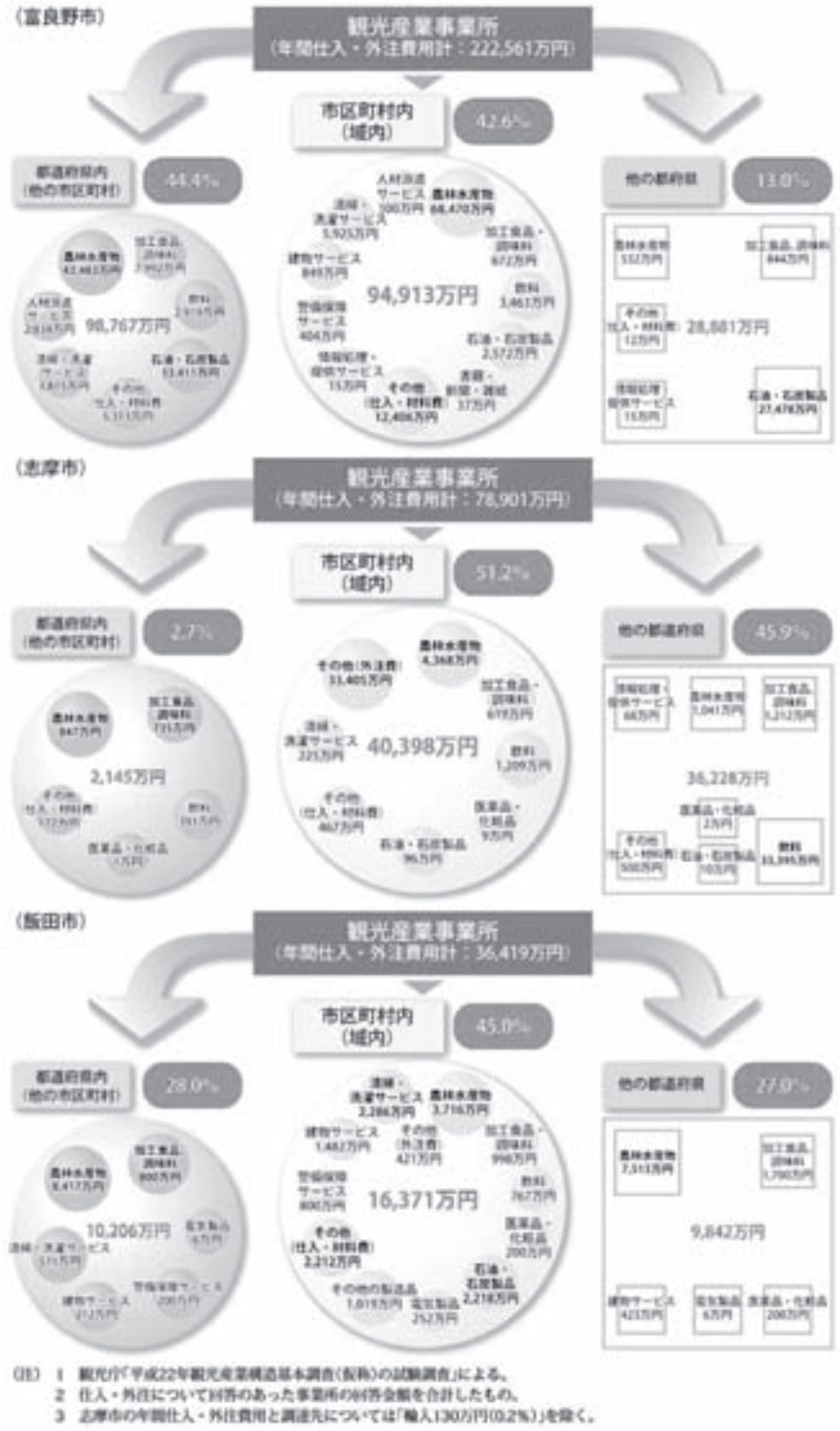

政　策

分析している。この手法は、町村の観光担当者あるいは、観光振興担当者には、おおいに参考になる。

「当地の観光地・観光資源としての強みは、なんだと思いますか」という質問を、住民と観光客の両方に行う。回答用紙には、食べ物・食文化、自然・田園風景、歴史文化、街並み・建築、割安感・値頃感などの項目が並び、選ぶようになっている。すると、同じ項目に対する、住民と観光客の意識のギャップが見えてくるのだ。

■図2　日本人の海外旅行者数の推移

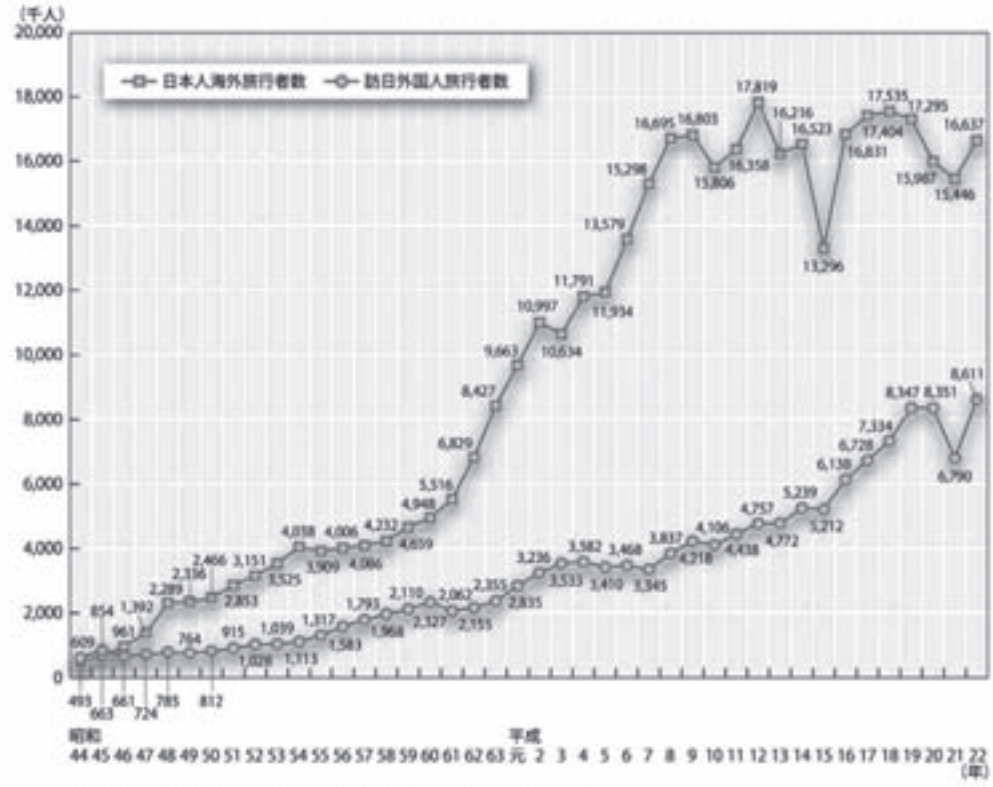

（注）　法務省及び（独）国際観光振興機構（JNTO）資料に基づき観光庁作成。

たとえば、志摩市では、「食べ物、食文化」が強みだと思っている住民が75・4％いるが、観光客では62・5％しか評価していない。12・9％のギャップがある。逆に、住民は「もてなしの心、やさしさ」を強みにあげた人は9・7％しかいないが、観光客は17・9％が評価している。ギャップは8・2％である。つまり、住民が思っているほどには観光客は食べ物にひかれていないし、住民が思っている以上に、人とのふれあいに満足しているということである。このギャップが、改善のヒントになる。食べ物について白書では、県外との取引が多いため、観光客にとって特に特産とは思えない食べ物が提供されているからではないかと分析している。地元産の食品を使い、それをPRすればいいかもしれない。

このように、観光産業においては、観光客ばかりでなく住民の意識もさぐり、ギャップを見つけることが大切である。

白書では、観光による地域産業活性化を立案する場合には、以下の3者の状況を把握することが必要だと述べている。

・観光にかかわる地域産業の事業者（数、売上規模、雇用・就労の構造）
・地域へ年間訪問者（数、そのうちの宿泊旅行者数、意識）
・住民（意識）

意識ギャップを含め、これらを把握した上で立案したら、今度はそれに基づいて、適切な資源配分、投資を計画的に行う。

外国人観光客を視野に入れた観光振興を

また、白書には、「平成23年度の観光施策」も掲載されている。・国際競争力の高い魅力ある観光地の形成、・観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成、・国際観光の振興など、外国人観光客の増加をめざした施策となっている。

町村が観光による地域振興を考える場合、国内客に限らず、外国人観光客も視野に入れれば、時代の趨勢にかなうものとなろう。

◎休刊のお知らせ◎

9月19日付の町村週報は、休刊とさせていただきます。第2774号は9月26日付の発行となりますので、ご了承の程、よろしくお願いいたします。

情　報

町村Navi

秋田県大潟村
被災地復興に役立てたい、大潟村の歴史

村は、東日本大震災の復興支援の一環として、6月に「被災市町村視察受け入れ事業」を立ち上げた。八郎潟の干拓によって誕生した村のあらゆるノウハウを、被災地の農業復興の参考にしてもらうのが狙い。無償で村の視察を受け入れるこの事業のために、6月の補正予算に約40人分、150万円の事業費を計上した。

この事業は、大潟村の農地と居住地域を完全分離した「通勤農業」などが、津波で壊滅的な被害を受けた自治体の農業再生の参考になれば、と立ち上げられた。7月には、高橋浩人村長と村職員が岩手県庁、宮城県庁、仙台市役所を訪問。資料を持参し、同事業の活用を呼びかけた。8月30日には、仙台市の経済局農林部から4人の職員が視察に訪れ、居住区、水田、カントリーエレベーター、北部排水機場などを見学したのち、役場で質疑応答が行われた。

視察の概要は、大潟村干拓の歴史を説明し、農地と居住地周辺を見てもらうというもの。村職員や案内ボランティアによる現地案内と村内での宿泊、村とJR秋田駅間の送迎などにかかる費用を村が負担し、被災地から秋田駅までの送迎は、秋田県が支援することになっている。無償視察の受付期間は、来年3月まで。「村の歴史が、復興のお役に立てれば」と、村は期待している。

山形県三川町
がんばる農家支援事業リニューアル

町は今年度、平成20年度から3ヵ年実施計画を立てている町単独事業「三川町がんばる農家支援事業」の見直しを行った。支援内容を拡充し、引き続き生産・流通・販売・消費において多面的に農家や農業法人を支援していく。

具体的な支援項目は、農産物の販路開拓・販売促進を対象とした「実需者連携支援」、他県からの農業体験受け入れなどの「都市交流支援」、三川町の特産品を使って加工または製造された農産加工品・工芸品等への取り組みをバックアップする「特産品開発支援」など、10項目を超える。

中でも、積極的な営農を行うために必要な先進的技術の研修や資格・技術の習得を支援する「農業後継者・担い手育成支援」では、補助金の上限を15万円（海外）、10万円（県外）、3万円（県内）など、派遣先に応じて設定。また、若い世代につないでいくために、出会いの場を提供するなどの取り組みを支援する「結婚活動支援」（上限15万円）など、支援内容は多岐にわたる。

今年度のこれら全般の事業費として、350万円を確保しており、地域農業に変革や発展をもたらし、町の農業を推進していける人材の発掘・育成をも狙っている。

福島県石川町
風評被害に負けないために「がんばっぺ石川！」応援団募集中

町は、福島第1原発事故により、農林産物の摂取・出荷制限だけでなく、全産業にわたって風評被害がおよび、深刻な状況にある中、とにかく町を元気にすることを目的に、「がんばっぺ石川！」応援団を7月に結成した。のぼりやシールなどの資材と定期的に情報を提供していき、町の特産物などの安全性を口コミ等で広くアピールしてもらおうというもの。

8月初旬までに、町内の約20店舗のほか、東京都内で募集キャンペーンを行った際の応募者約140人がすでに応援団員となっている。今後も、全国各地での各種イベントで参加者を募っていく予定。

応援団に参加するための条件としては、町産の農林産物や製造品、観光業者を継続的かつ積極的に販売・利用・活用していく意思のある法人、団体または個人であること、また、風評被害対策や販売促進のための販売会やイベントの実施や手伝いに携わる意欲があること、などで、口コミで安全性をアピールしてもらうのが目的。町のホームページに特設された「がんばっぺ石川！」のサイトに、応募方法などの詳細が明記されている。

福島第1原発から約60キロの距離にある町の放射線量は、毎時0・1マイクロシーベルト程度（クールスポット）にもかかわらず、風評被害で町産の野菜等の価格は3割以上下落し、観光業でも、宿泊客が激減している。正しい情報を広め、町のあらゆる産業を活性化するために、町は応援団の活動を続けていきたいとしている。

山梨県身延町
買い物ポイントのタクシー乗車券交換サービス開始

町は、商工会加盟店での買い物ポイントを町営乗合タクシーの乗車券と交換できるサービスを開始した。2004年に旧身延町、旧中富町、旧下部町の合併によって誕生した同町は、公共交通機関が乏しい山間地に位置しており、買い物などでタクシーを利用する町民も多い。町営の乗合タクシーサービスは、2008年10月から旧身延町地域で開始しており、計4台の10人乗りワゴン車で運営。会員制ではあるが、料金は乗降1回につき定額大人300円、小中学生100円。未就学児は無料となっている。

商工会加盟店で発行されている買い物ポイントは、100円につき1ポイント。350ポイントで600円分のタクシー乗車回数券（100円6枚つづり）との交換が可能。従来の加盟店約70店舗で使える500円分の商品券との交換よりも、100円分得することになる。

町では、自宅と目的地の往復に対応する乗合タクシーで、快適で上手な買い物をしてもらうと同時に、商店街の活性化につながれば、としている。

奈良県吉野町
地元産木材使用の住宅リフォームに助成金制度

町は、重要な地場産業である林業の振興のため、吉野町内で生産または製材された木材を使用した住宅のリフォームに対し、新しく「吉野町住宅リフォーム助成制度」を設けた。今年度は、9月1日から受付を開始。この制度は、平成27年度までの5年間実施する。

補助対象となるのは、町内で生産・製材された杉やヒノキおよび集成材や丸太を使用して行われた住宅リフォームに限り、補助金は工事に要する事業費の15％と吉野産材の購入費の40％をあわせた金額で、上限は20万円。施工業者も町内に本社を有する法人または町内に住所を有する個人を利用しなければならない。平成24年3月20日までに完了する工事であることも条件。ほかにも、同一世帯すべての人が町税を滞納していない、など一定の条件を満たしている場合のみで、補助金の交付は1回限りとなっている。

リフォームに悩む町民の後押しができれば、と町は期待しており、来年度は新築住宅に対しても同様の制度を創設することも検討しているという。

町村Naviコーナーでは掲載情報を募集しています。掲載をご希望の場合は全国町村会広報部（kouhou@zck.or.jp）まで。

随　想

随想 ～2011年11月11日市制施行～ いつまでもありつづけたい「里まち」野々市

石川県野々市町長　粟　貴　章

野々市町は、石川県のほぼ中央、肥沃な土地と良質な地下水に恵まれた手取川扇状地の北東端にあり、北部と東部は県庁所在地である金沢市に、西部と南部は白山市に隣接しています。

面積は13・56㎢、昨年の国勢調査における速報集計結果では人口51、892人となり、本年11月11日には単独で市制施行を予定している町です。

歴史は古く、今から約3、500年前の縄文時代後期から晩期の大規模な集落遺跡である御経塚遺跡（国指定史跡）や、日本最古の通用貨幣「和同開珎（銀銭）」が発見された白鳳時代末の大寺院跡である末松廃寺跡（国指定史跡）が残っており、古くからこの地が豊かな自然に恵まれた豊穣の地であり、多くの人々が暮らし、住み続けてきたことを物語っております。

中世には、歌舞伎十八番「勧進帳」で知られる地元武士団の富樫氏が勢力を強め、加賀国の守護として、この野々市に館を構え、その場所を守護所として加賀国内の統治を行い、加賀一向一揆の支配となる戦国時代前半までの間、加賀の政治、経済、文化の中心として栄えました。

野々市という地名は、1312年に記されたとされる白山本宮（白山比咩神社）に伝わる古文書に、水引神人と呼ばれる人たちが「野市（ののいち）」に住んでいたという記述から読み取ることができ、これが「野々市」という地名の最古の文字史料と考えられています。

また、1486年に京都「聖護院」の門跡であった「道興」が野々市に立ち寄った際に「風おくる　一村雨に　虹きえて　のゝ市人は　たちもをやます」と詠んでおり、当時から、人々が集う「市」として「野々市」が賑わっていた様子がうかがえます。

江戸時代には、北国街道の宿場町として栄え、現在でも喜多家（国指定重要文化財）をはじめ、由緒ある家屋が残っています。

歴史のあるわが町でありますが、先般待望久しかったうれしい出来事がありました。

これまで、当町には観光ボランティアガイドの組織がありませんでしたが、町民有志の方々が中心となって1年前から準備を進め「ののいち里まち倶楽部」が設立され、すでに精力的に活動がなされています。

近年、全国的に「里山」「里海」をキーワードに、その保全や、地域おこしの取り組みがなされていますが、「里まち」という言葉はあまり聞きなれない言葉かもしれません。

会の設立趣意書には次のように書かれています。

『――「里」は、山あいや田園地帯で、人家が集まって小集落をつくっている所、「村落」、「人里」、「ふるさと」「故郷（こきょう）」の意味を持っています。また、「里」という文字は「田」と「土」からつくられています。古代白鳳の萬の輝くころから、石川平野の土と水の恵みを受けながら、その中心として栄えた野々市。私たちの住んでいる野々市は、今も「里」の文字の意味そのものの情景を映し出しながら、近代的な学園都市へと発展しています。住んでよし、訪れてよし、出会いとふれあいで活気づく「里まち」野々市。私たちは、この「里まち」野々市の魅力を多くの人々に紹介していきます。――』

この「里まち」野々市に強い誇りと愛着を持ち、さらに発信しようという思いを住民の皆さんが持ち合わせているということが、私にとっては何よりうれしいことでありますし、まさに、住民協働のまちづくりが実践されていると思っております。

この11月11日には町から市として新たなスタートとなりますが、市になっても、いつまでも「里まち」野々市でありつづけたいと思っています。

車両共済（保険）のご案内

（自動車総合保険の車両保険）

この車両共済（保険）は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償（車両保険）」を追加する制度です。
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済（保険）金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら！

○無事故による割引で新規から **33%（保険料）割引**
（ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去３年間無事故の場合は、ノンフリート等級９等級からスタートします。）

○集団扱年一括払いによる割引で更に **5%**

○保険料分割払（12回）も選択可能です。
（保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払の５%割引の適用はありません。）

さらに

無料ロードサービスがついてきます。
ご契約のお車が、事故・故障で自力走行できなくなった場合、事前にロードサービス専用デスクにご連絡ください。JAFにお取り次ぎし、レッカーや30分程度の緊急修理などを手配します。
●バッテリー上がりや、キー閉じ込み、ガス欠など

◎１年間事故が無かった場合は、翌年の等級は１等級上がります。
事故によって車両共済（保険）をご利用された場合は、事故件数１件につき３等級下がります。

契約条件と掛金（保険料）例

・自動車総合保険（損保ジャパン）保険期間１年
・自動車保険集団扱年一括払による割引５%適用。

車　　名	フィット
型　　式	GE6
初度登録	平成23年2月
年齢条件	26歳以上補償
運転者限定	本人・配偶者限定
記名被保険者	30才
新車割引	有
共済（保険）金額	150万円
払込方法	集団扱年一括払

加入タイプ	自己負担額(免責金額)なし	自己負担額(免責金額)5万円
一般条件（割引適用済）	56,400円	42,710円
（通常・新規で加入する場合）	79,970円	60,570円
車対車＋A（割引適用済）	25,040円	18,960円
（通常・新規で加入する場合）	35,500円	26,880円

・上記掛金（保険料）は、町村生協の自動車共済で過去３年間無事故（ノンフリート等級９等級）の場合のものです。保険料は平成23年４月１日現在のものであり、変更される場合もあります。
・掛金（保険料）は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済（保険）金額、等級などにより異なります。
・上記掛金（保険料）例の「通常に新規で加入する場合」とは、ノンフリート等級６Ｓ等級を適用した保険料を例示したものです。
・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店（千里）または損保ジャパンの営業店にお問い合せください。
※この車両共済（保険）をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社　千里
（取扱代理店）

●フリーダイヤル　**0120-731-087**　（受付時間　月～金　午前9時30分～午後5時）
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
●FAX番号　**03-3519-7325**
●ホームページアドレス　**http://www.chisato-ag.co.jp**
〒100－0014　東京都千代田区永田町1－11－32　全国町村会館西館内

●「車両共済（保険）制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
●集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。
詳細については、取扱代理店（千里）または損保ジャパンにお問い合わせください。

〈車両保険引受保険会社〉㈱損害保険ジャパン

SJ10-13443(2011.3.18作成)